

高浜発電所 1, 2号機 SA一括工認の記載変更について



1. 経緯

- ✓ 当初、高浜1・2号機のSA一括工認に係る使用前検査は、特重工事（既設部）の実施前に完了する予定であった。
- ✓ しかし、特重停止期限（2021.6.9）までにSA一括工認に係る使用前検査（負荷検査含む）を完了できなかったため、SA一括工認に係る使用前検査合格の前に、特重工事（既設部）を実施することになり、その結果、SA一括工認と特重工認に係る使用前検査を同時期に受検することになった。
- ✓ そのため、SA一括工認の対象範囲のうち、特重工事で改造する設備については、SA一括工認と現場の設備が異なることになり、SA一括工認の検査ができない状況となる（使用前検査の判定基準である「工認どおりであること」を確認できない）
- ✓ SA一括工認の検査を行うには、工認を適正化し、特重工事後の現場と整合を図る必要があることから、SA一括工認の適正化方法について検討した。

2. SA一括工認の適正化方法

- ✓ 今回の適正化は、要目表を変更することから、炉規則の別表第一中欄に該当するため、通常であれば、変更認可申請を行う必要がある。
- ✓ これは、通常、要目表の変更を伴う工事を実施する場合、新たな設計を行うことから、その設計が基準に適合しているかといった観点で審査を受ける必要があるため変更認可申請を行うものであるが、今回は、特重工認において設計の基準適合性は既に確認されており、その適合性が確認された設計結果をSA一括工認に反映するのみであることから、前述の不整合を解消するための手続き上の適正化であると考えている。
- ✓ そのため、今回の適正化にあたっては軽微変更届出が妥当であると考えます。
- ✓ なお、他工認の呼び込みに係る軽微変更届出については、実績あり。